

原始附則第1条（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後にされた公益通報について適用する。

1 本条の概要

本条は、原始法の施行期日を、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とし、原始法の施行後にされた公益通報について本法を適用する旨を規定するものである。

2 本条の趣旨

本制度は、営利企業、行政機関、各種の非営利団体等、あらゆる事業者を対象とするものであるため、制度の周知や、八号政令の制定、逐条解説等を踏まえた通報受付体制の整備などに十分な準備期間を設ける必要があると考えられた。

このため、個人情報保護法の例に倣い、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされたものである。

また、原始法の施行期日以前に行われた公益通報を理由として、施行期日以降になされた解雇その他不利益な取扱いに本法を適用することについては、

- ・ 施行前に駆け込みで解雇その他不利益な取扱いがなされる懸念があること
- ・ 施行前の公益通報については、受付側の体制が整っていない可能性があること

などの理由により適当ではないと考えられたことから、原始法は、原始法の施行後にされた公益通報について適用することとされたものである。

○ 参照条文

[参考] 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 本条の解釈

(1) 「政令で定める日」

平成17年3月、政府は、公益通報者保護法の施行期日を定める政令を制定し、原始法を平成18年4月1日から施行することとした。

(2) 「この法律の施行後にされた公益通報」

なお、原始法の施行前の事案や公訴時効が成立している事案についても、通報が施行後にされたものであれば対象となる。これは、過去の事案であっても、例えば、有害物質を土中に埋めた場合のように、現時点で国民の生命、身体等に被害が発生する場合は考えられることから、施行前の事案等について一律に対象外とすることは適当ではないためである。

原始附則第2条（検討）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1 本条の概要

本条は、原始法施行後5年を目途とした法施行状況の検討及び当該検討結果に基づく必要な措置について規定するものである。

2 本条の趣旨

公益通報者保護制度は、原始法制定当時の企業不祥事の続発等を踏まえ、国民生活にとって優先度の高い分野を対象として整備されたものである。また、国民生活審議会消費者政策部会報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」（平成15年5月28日）においては、「制度化後の運用状況を踏まえ、必要な見直しについて検討を行っていく必要がある。」と指摘されたところである。

これらのことから、原始法施行後5年を目途に、施行後の企業不祥事の発生状況、本法の運用状況等を踏まえ、必要な措置を講ずる旨の規定が置かれたものである。

原始法施行後検討を加えるまでの期間については、

- ① 施行後3年程度の運用状況を把握した上で、その状況を踏まえて、4年目から5年目までに各分野の有識者や専門家の意見を聞き、必要があれば法改正等を行うことが適当と考えられること
- ② 同様の民事ルールである消費者契約法の附帯決議においても、原始法施行の5年後の見直しが規定されていること

から、5年を目途として検討を加えることとされたものである。

○ 原始法制定当時の意見

[参考] 国民生活審議会消費者政策部会「21世紀型の消費者政策の在り方について」（平成15年5月28日）

第4章 消費者政策の実効性確保

第4節 公益通報者保護制度の整備

1. 制度の目的・必要性

(5) （中略）

また、以下に述べる公益通報者保護制度の内容は、近年の不祥事の発生を踏まえて制度化を図るべきものをまとめたものであり、制度化後の運用状況を踏まえ、必要な見直しについて検討を行っていく必要がある。

3 その他

(1) 公益通報者保護法案附帯決議

国会での原始法案審議の際、衆議院・参議院双方の内閣委員会において原始法に対する附帯決議が行われ、いずれの決議においても、本条の規定に基づく原始法の見直しについて指摘があったところである。

○ 関連決議

[参考] 衆議院内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年5月21日）

- 9 附則第2条の規定に基づく本法の見直しは、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。

[参考] 参議院内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年6月11日）

- 6 附則第2条の規定に基づく本法の見直しは、通報者の範囲、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。

(2) 原始法の施行状況の検討及び講じられた措置

内閣府及び消費者庁においては、原始法施行後、本条に基づき、原始法の施行の状況について各種調査を行うとともに、研究会を開催するなどして検討を実施した。

また、消費者委員会に平成22年6月に設置された公益通報者保護専門調査会による「公益通報者保護専門調査会報告～公益通報者保護法の施行状況についての検討結果～」(平成23年2月)において、制度に係る実態把握のための調査や更なる周知啓発、各行政機関が本法の「公益通報」に該当しない通報についても適切に対処することなどが求められたことを踏まえ、消費者庁では、各種の周知・広報活動や「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」の改正などの措置を講じている。

改正法附則第1条（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

1 本条の概要

本条は、改正法の施行期日を、原則として、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする旨を規定するものである。

2 本条の趣旨

本制度は、営利企業、行政機関、各種の非営利団体等、あらゆる事業者を対象とするものであるところ、改正法による改正事項は多岐にわたるものであるため、改正内容の周知、法定指針の策定等に十分な準備期間を設ける必要がある。

この点、原始法の制定時においても、あらゆる事業者を対象に制度の周知を図り、下位法令を制定する等の必要があったため、公布の日から施行する経過措置等に関する規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていたことから（原始附則第1条）、これと同様の施行期日とされた。

3 本条の解釈

(1) 「政令で定める日」

令和4年1月、政府は、公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を制定し、改正法を同年6月1日から施行することとした。

改正法附則第2条（経過措置）

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の公益通報者保護法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行後にされる新法第二条第一項に規定する公益通報について適用し、この法律の施行前にされたこの法律による改正前の公益通報者保護法第二条第一項に規定する公益通報については、なお従前の例による。

1 本条の概要

本条は、改正法の施行後にされる公益通報について適用するとともに、改正法の施行前にされた公益通報についてはなお従前の例によることとする旨を規定するものである。

2 本条の趣旨

原始法の制定時において、原始法の施行前に行われた公益通報を理由として、施行後になされた解雇その他不利益な取扱いに法を適用することについては、施行前に駆け込みで解雇その他不利益な取扱いがなされる懸念があること、受付前の体制が整っていない可能性があること等の理由により適当でないと考えられたことから、原始法の施行後にされた公益通報について適用することとされた（原始附則第1条）。そこで、改正法による改正後の本法の規定についても、これと同様に、改正法の施行後にされる公益通報について適用するとともに、改正法の施行前にされた公益通報については原始法が適用される。

3 本条の解釈

(1) 適用関係の具体例

改正法の施行前に生じた通報対象事実についても、公益通報が施行後にされたものであれば、改正後の本法が適用されることとなるところ、具体的な適用関係は以下のとおりである。

① 法第2条（公益通報の定義）の適用

改正法の施行前にした公益通報については、原始法の要件を満たさない限り公益通報に該当しないこととなるところ、例えば、過料の対象となる行為について改正法の施行前に労働者が通報をした場合や、改正法の施行前に退職者や役員が通報をした場合、当該通報は公益通報として保護されないこととなる。

② 法第3条から第5条まで（解雇その他不利益な取扱い等）の適用

改正法の施行前にされた公益通報を理由とした解雇その他不利益な取扱い又は労働者派遣契約の解除については、改正法の施行前になされたものか否かにかかわらず、改正前の法の要件を満たさない限り、保護の対象とならないところ、例えば、改正法の施行前に2号通報

をした者は、法第3条第2号に規定する書面を提出する場合であっても、真実相当性の要件を満たさない限り保護されないこととなる。

③ 法第7条（損害賠償請求の制限）の適用

改正法の施行前にされた公益通報を理由として、改正法の施行後にされた損害賠償請求については、法第7条の規定は適用されない。

改正法附則第3条（経過措置）

（経過措置）

第三条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、新法第十一条第四項から第七項までの規定の例により、事業者がとるべき措置に関する指針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において新法第十一条第四項の規定により定められたものとみなす。

1 本条の概要

本条第1項は、内閣総理大臣が、改正法の施行前においても、法第11条第4項の規定に基づく法定指針を定めることができる旨を規定するものである。

また、本条第2項は、指針を改正法の施行前に定めた場合、法第11条第4項の規定は当該指針の策定時に効力を生じていないことから、当該指針がこれらの規定に基づくものとする旨を規定するものである。

2 本条の趣旨

内閣総理大臣は、法第11条第4項の規定に基づき指針を策定する必要があるところ、法第11条第1項及び第2項（これらの規定を同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により求められる措置を事業者が円滑に遂行するため、当該指針については、改正法の施行の前に定める必要があることから、本条第1項の規定により、改正法の施行前に当該指針を定めることができることとされたものである。

また、指針を改正法の施行前に定めた場合、法第11条第4項の規定は当該指針の策定時に効力を生じていないことから、当該指針がこれらの規定に基づくものとするため、その旨を示す別の根拠規定が本条第2項に定められたものである。

この点、指針策定の根拠を定める法第11条第4項の規定は、改正法の施行まで効力が生じないことから、同項の規定の例により定められた指針について、改正法の施行の日において同項の規定により定められたものとみなすことにより、この策定根拠を明確化するものであり、実際に策定されたのは、あくまで同項の規定の例により定められた施行前の時点である。

よって、同条第6項の規定の例による公表については、改正法の施行後ではなく、同条第4項の規定の例により指針を定めたときは遅滞なく行い、当該指針の内容を早急に周知する必要がある。

また、同項の規定の例により指針を定めた後にこれを変更する必要がある場合は、改正法の施行前においても、同条第7項の規定の例により変更することができる。

改正法附則第4条（政令への委任）

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

1 本条の概要

本条は、改正法附則第2条及び第3条に定めるもののほか、改正法の施行に関し必要な経過措置について、政令に委任する旨を規定するものである。

2 本条の趣旨

法第11条第4項の規定に基づき指針を策定する必要があるところ、当該指針の内容によっては、法第11条の規定による義務並びに法第15条及び第16条の規定による措置について、経過規定を設ける必要があることから、本条に経過措置の政令委任規定が設けられたものである。ただし、改正法施行時点（令和4年6月1日）において、本条に基づく政令は制定されていない。

改正法附則第5条（検討）

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法第二条第一項に規定する公益通報をしたことを理由とする同条第二項に規定する公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱いその他新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1 本条の概要

本条は、改正法施行後3年を目途とした法の施行状況を勘案し、不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方や裁判手続における請求の取扱い等の検討及び当該検討結果に基づく必要な措置について規定するものである。

2 本条の趣旨

平成30年12月に消費者委員会が内閣総理大臣に提出した答申「公益通報者保護法の規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策についての答申について」においては、公益通報者の範囲の拡充（取引先事業者等）、不利益な取扱いに対する行政措置等の検討課題が示されており、「政府において、今後の検討課題とし、その時々状況をみながら、必要に応じて更なる調査・分析を行った上で、検討を深めていくことが期待」されている。

原始法の制定時においては、施行後3年程度の運用状況を把握した上で、その状況を踏まえて、4年目から5年目までに各分野の有識者や専門家の意見を聴き、必要があれば法改正等を行うことが適当と考えられたことから、原始法の施行後5年を目途として検討を加えることとされた（原始附則第2条）。

この点、原始法の制定時においては、新規立法であるが故に参考とすべきものが乏しく、上記のとおり、運用状況の把握を含め5年程度を要するものと見込まれていたところ、今回は法律の一部改正であり、原始法の運用状況も参考としつつ、より短い期間で必要な検討を行うことが可能と見込まれることから、施行後3年を目途として、改正法による改正後の本法の運用状況等を踏まえ、検討を加えることとされたものである。

3 本条の解説

(1) 「公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方」

また、公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する行政措置については、法第11条第2項の規定に違反する事業者に対する勧告及び公表（法第15条及び第16条）により不利益な取扱いを抑止できると考えられること、消費者庁による事実認定が困難であること、執行体制の確保が

困難であること等を踏まえ、改正法では導入されなかった。

もともと、不利益な取扱いに対する行政措置は、その抑止を図ることで公益通報を促すに当たり有用であり、当該行政措置の導入を求める意見は依然として強いことから、当該行政措置やこれに代わる方策の在り方について、特に検討をする必要がある。

そこで、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方について、検討事項として例示することとされた。

(2) 「裁判手続における請求の取扱い」

改正法の国会における審議の過程において、立証責任の転換に関する規定の創設も視野に入れて検討することを政府に義務付ける趣旨として「裁判手続における請求の取扱い」を明記する旨の修正案が提出され、当該修正案が可決されたことにより、本条において検討事項として例示することとされた。

改正法附則第6条（消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正）

（消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正）

第六条 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」を削る。

第六条第二項第四号中「及び国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）」を「、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）及び公益通報者保護法」に改める。

1 本条の概要

本条は、消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第1項第22号の規定について、「公益通報者（公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第二項に規定するものをいう。……）の保護に関すること。」に改め、消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第4号末尾に、本法を追加する旨を規定するものである。

2 本条の趣旨

(1) 本条による改正前の消費者庁及び消費者委員会設置法の概要

本条による改正前の消費者庁及び消費者委員会設置法では、消費者庁は、公益通報者の「保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する」事務を所掌すると規定されており（消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第1項第22号）、本法についても所管している。

また、消費者委員会は、公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項に関して、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣等に建議することができることとされているほか（消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第1号ホ）、個別法の規定によりその権限に属せられた事項を処理することを所掌としている（同項第4号）。

そして、内閣府は、消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第1項及び第6条第2項に規定する事務を所掌している（内閣府設置法第4条第3項第61号）。

(2) 改正の必要性

ア 消費者庁の所掌事務に関する改正

改正法により、内閣総理大臣は、公益通報対応義務等についての指針の策定（法第11条第4項等）、報告の徴収並びに助言、指導及び勧告（法第15条）並びに公表（法第16条）の権限を有し、一部を除き消費者庁長官に委任することとされた（法第19条）。

原始法は、公益通報者の保護に関する民事ルールを定めるものであるところ、①公益通報者保

護制度の円滑な施行及び通報体制の整備促進、②公益通報者保護制度に関する情報提供及び普及啓発活動、③相談体制の整備促進並びに④公益通報者保護制度の運用及び見直しに関する情報収集及び調査研究が、消費者庁の関与する事務として想定されており、原始法に規定する義務に違反する者に対する行政調査や行政措置までは想定されていなかった。

そこで、内閣府及び消費者庁において、改正法により内閣総理大臣及び消費者庁長官が有することとなる権限に関する事務を所掌することを明確化するため、消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第1項第22号の規定を改正する必要があることから、消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第1項第22号の規定について、「公益通報者（公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第二項に規定するものをいう。）の保護に関すること。」に改められたものである。

イ 消費者委員会の所掌事務に関する改正

今回の改正により、内閣総理大臣は、公益通報対応義務等についての指針の策定に際し、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならないこととなる（法第11条第5項）。

このような意見を聴かれることになる事務は、自ら調査審議し建議する事務とは異なるため、消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第1号ホに含まれると考えることはできない。

そこで、個別法の規定によりその権限に属せられた事項の処理と考える必要があるところ、これについて規定した同項第4号において列举されている個別法には、本法が含まれていない。そのため、同項第4号の規定を改正する必要がある。

消費者委員会の所掌事務を規定する消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第4号に規定されている個別法は、消費者庁の所掌事務を規定する消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第1項各号に規定されている順に列举されている。この点、同項第19号に規定されている住宅の品質確保の促進等に関する法律の次に、同項第21号に規定する「物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」に関するものとして、国民生活安定緊急措置法が規定されているところ、本法は、同項第22号に規定されていることから、消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第4号末尾に、本法を追加するものである。

○ 参照条文

[参考] 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）

（所掌事務）

第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。

一～十八 （略）

十九 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第三項に規定する日本住宅性能表示基準に関すること（個人である住宅購入者等（同条第四項に規定するものをいう。）の利益の保護に係

るものに限る。)

二十 (略)

二十一 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十二 公益通報者(公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)第二条第二項に規定するものをいう。第六条第二項第一号ホにおいて同じ。)の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十三～二十六 (略)

2・3 (略)

(設置)

第六条 内閣府に、消費者委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ～ニ (略)

ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項

へ (略)

二・三 (略)

四 消費者基本法、消費者安全法(第四十三条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品表示法、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律及び国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。